

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案新旧対照条文 目次

○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第五条関係）	1
○	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第六条関係）	2
○	国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）（附則第七条関係）	3
○	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）（附則第八条関係）	4
○	地方公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（附則第九条関係）	6
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第十条関係）	9

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
附則	附則	法律	法律
(略)	(略)	(略)	(略)
事務	事務	事務	事務
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>第二十條の六 当分の間、第二條第十項中「法律に定める法定受託事務」とあるのは、「法律に定める法定受託事務（法定受託事務とみなされる事務を含む。以下この項において同じ。）」とする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
<p>国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律（平成二十四年法律第 号）</p>	<p>第十六條第一項、第十七條第一項及び第十八條第一項の規定並びに第二十三條の規定によりみなして適用される法令の規定により特定広域連合等が処理することとされている事務（都道府県の自治事務と同種のものその他の政令で定めるものを除く。）</p>		

改正案	現行
<p>第三十二条の二 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律（平成二十四年法律第 号）第十六</p> <p>条第一項（経済産業局関係の事務等の移譲）、第十七</p> <p>条第一項（地方整備局関係の事務等の移譲）又は第十</p> <p>八条第一項（地方環境事務所関係の事務等の移譲）の</p> <p>規定により同法第一条（目的）に規定する事務等を同</p> <p>法第七条第一項（事務等移譲計画の認定）に規定する</p> <p>事務等移譲計画について同条第五項の規定による認定</p> <p>（同法第九条第一項（認定事務等移譲計画の変更）の</p> <p>規定による変更の認定を含む。）を受けた同法第二条</p> <p>第四項（定義）に規定する特定広域連合等の長が行う</p> <p>場合には、当該特定広域連合等の長が行う当該事務等</p> <p>に係る登記等については、登録免許税を課さない。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における登録免許税の</p> <p>還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項</p> <p>は、政令で定める。</p>	<p>第三十二条</p> <p>（通知）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第
号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正） 第五十六条 次に掲げる法律の規定中「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号」を「公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号」に改める。 一〇十六（略） 十七 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律（平成二十四年法律第 号）第四十五条第一項</p>	<p>（中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正） 第五十六条 次に掲げる法律の規定中「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号」を「公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号」に改める。 一〇十六（略） （新設）</p>

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 内閣官房等関係（第一条―第十九条）</p> <p>第二章 内閣府関係（第二十条―第三十九条の二）</p> <p>第三章 第十四章（略）</p> <p>（子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）</p> <p>第三十九条 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十七条のうち社会教育法第四十三条の改正規定中「独立行政法人国立高等学校機構」を「行政法人国立高等学校機構」に改める。</p> <p>第五十三条の見出しを「（行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）」に改め、同条中「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」を「行政法人日本スポーツ振興センター法」に改める。</p> <p>（国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律の一部改正）</p> <p>第三十九条の二 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律（平成二十四年法律第号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十五条第一項中「独立行政法人（独立行政法人</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 内閣府関係（第二十条―第三十九条）</p> <p>第三章 第十四章（略）</p> <p>（子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>（新設）</p>

「通則法」を「行政法人（行政法人通則法）」に、「規定する独立行政法人」を「規定する行政法人」に改める。
別表第二第七十号中「独立行政法人水資源機構法」を「行政法人水資源機構法」に改める。

第四十九条 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」を「公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律」に、「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」を「公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律」に、「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に、「同条第四号又は第五号」を「同条第三号又は第四号」に改め、同項第一号中「地方公務員法第五十三条第一項の規定により登録」を「地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号。以下この条及び次条において「地公労法」という。）第五条第一項の規定により認証」に、「人事委員会」を「主たる事務所の所在地の属する都道府県の都道府県労働委員会」に、「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」を「公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律」に改め、同項第二号中「地方公務員法第五十三条第一項の規定により登録」を「地公労法第五条第一項の規定により認証」に、「人事委員会」を「主たる事務所の所在地の属する都道府県の都道府県労働委員会」に、「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」を「公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律」に、「登録又は認証」を「認証」に改め、同項第三号中「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」を「公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律」に改め、同条第三項中「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」を「公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律」に改め、同条第三項中「職員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律」

（新設）

に、「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に、「地方公務員法第五十二条第三項ただし書」を「地公労法第四条第一項ただし書」に改め、同条第四項中「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」を「公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律」に、「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に、「地方公務員法第五十三条第五項の規定による登録する旨の通知を受けた」を「地公労法第五条第六項の規定による告示がなされた」に、「人事委員会」を「特定広域連合等の主たる事務所の所在地の属する都道府県の都道府県労働委員会」に改める。

第三十五条の見出し中「職員団体」を「労働組合」に改め、同条中「地方公務員法第五十五条の二及び」を「地公労法第七条及び」に、「地方公務員法第五十条の二第一項ただし書」を「地公労法第七条第一項ただし書」に、「登録を受けた職員団体」を「認証された労働組合」に改める。

第五十条 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項から第三項までの規定中「第二項第五項」を「第二項第六項」に改める。

第三十五条中「地公労法第七条及び」を「地公労法第七条、」に改め、「含む。」の下に「及び消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条の四（同法第二十八条において準用する場合を含む。）」を加える。

（新設）

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一、六の二（略）</p> <p>六の三 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律（平成二十四年法律第 号）第七條第一項に規定する事務等移譲計画の認定に関すること。</p> <p>七、六十二（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一、六の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七、六十二（略）</p>